

平成30年8月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月28日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願いについて
議案第3号 あっせんについて
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

おはようございます。定刻になりましたので、8月の定例総会を開会いたします。
それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、出席をいただきありがとうございます。
最近の台風接近により農家は大変心配をしたところでしたが東海岸の作物に少し被害があったようで、収穫に影響がないことを願っております。

さて、私たちにとりまして最も重要な活動である農地利用状況調査が終了いたしました。猛暑の中、本当にご苦労様でした。今後は、所有者等の確認及び地番の確認をしながら意向調査へ繋げてまいります。また、7月より遊休農地の解消事業に取り組んでいるところですが、既に予算額を超える申請となり現在、9月補正予算要求をしているところです。

今後も戸別訪問や地域との意見交換会を開催しながら、担い手への農地の集積と遊休農地の解消については、目標達成に向け活動をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、8月の定例総会を開会いたします。

○議長

最初に日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、3番深田委員と5番羽生委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページから2ページです。今回は、賃借権設定1件、所有権移転3件、合計4件の申請がありました。

1番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積278平米を賃借により5年間借り受けるものです。

2番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の4筆、田の1筆の合計5筆で、合計面積、10,937平米を贈与により所有権移転するものです。

3番です。現和西俣地区です。台帳現況地目田の1筆で、面積1,406平米を贈与により所有権移転するものです。

4番です。古田中之町地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積6,934平米を贈与により所有権移転するものです。以上、本件1番から4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○4番委員

4番です。整理番号1番・2番について報告をいたします。借り人、推進委員立ち会いのもと現地を確認いたしました。整理番号1番ですが、昨年の利用状況調査においてA判定の農地で荒れておりましたが、農地への再生作業を行った後を借りて、現在は種芋が植えつけられておりました。貸し人については電話で条件等確認しました。申請どおり間違いありませんでした。それから整理番号2番ですが、5筆の内4筆には牧草を植え付けておりました。1筆は田んぼで収穫が終了したところですが。親から子への贈与ということで申請どおり間違いありません。

んでした。以上です。

○7番委員

7番です。整理番号3番について報告いたします。8月23日、現地調査を行いました。同日、譲渡人、譲受人と面談を行いました。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。譲渡人、譲受人とも高齢でございますが、譲受人には49歳の息子がいて、息子は会社勤めですが作業は公社等に委託をして行うということでございます。既に、水田には加工米を作付けておりました。双方、面談にて確認した結果、許可相当と考えましたので、以上報告いたします。

○10番委員

10番です。整理番号4番について説明いたします。8月25日、譲受人立ち会いのもと推進委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は7年前に営農大学卒業後、就農し、さとうきびを主に栽培しています。機械等も揃っており、経営技術も何ら問題ありません。確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明、報告がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。榕城上之原町地区です。台帳現況地目は畑ですが平成6年頃から耕作せず現在、山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。榕城朝日が丘地区です。台帳現況地目は畑ですが、平成25年頃から耕作せず、現在、雑種地となっております。交付基準1（イ）に基づいた申請です。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。これにつきまして昨日現地調査が行われております。それでは調査委員長の報告をお願いします。

○8番委員

報告します。整理番号1番ですが、申請地は榕城上之原町地区です。種子島高校の生物生産科の牛舎近くの道路に面した土地です。申請人は、国上野木平に居住するさとうきび精脱会社の奥さんです。当日は、申請人夫妻と案内人、調査委員は私と9番委員、事務局より2名、榕城担当委員と推進委員の9名でした。現地は、登記簿地目は畑ではありますが、平成6年頃より耕作せず、ニガ竹山という雑木が混在するような山林となっております写真のとおりです。非農地証明交付基準1の（イ）に基づく申請ということで、申請は妥当だろうという出席者の意見の合意を得たところです。

次に、整理番号2番について報告いたします。申請地は榕城朝日が丘地区の土地で申請人は、福岡県筑紫野市在住の医者の方です。案内人と担当農業委員、推進委員を加え7名で調査を行いました。

調査の結果、申請地には大きく二つの問題があると思われます。まず、申請理由には現況雑種地となっており交付基準1の(イ)に基づく申請とありますが、原野化しつつありますが、雑種地ではないです。また、交付基準1の(イ)というのは、「自然荒廃により樹木、竹、葦等が繁殖し農業用機械では農地への復元が不可能である土地」となっており、現地は、カヤが生えている程度で該当しないということ、もう一つは、既に申請人が購入しており、別荘を建てたいという希望だということ、転用目的が明らかであるということです。

案内人の方の話では、どうせ作る人もいないから、有効利用した方がいいとしきりに言っておりましたが、我々農業委員の立場としては、交付基準に満たないものを認めるわけにはいかないのではないかと思います。皆さんも写真を見て判断していただければと思います。

○議長

それでは、担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

5番委員です。今、調査委員長の報告があったとおり、整理番号1番につきましては、写真のとおりでありまして、交付基準1(イ)に該当すると思います。またトラック等も入らないぐらいの狭い土地です。

次に整理番号2番でございますが、これも調査委員長の報告のとおり、農業委員の職責として、これについては農地復元の可能性が多々あるので、認めるわけにはいかないと思いました。また、一筆調査においても、この現況につきましては自分としては、全部A判定をしたところでもあります。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から、説明がありました。これにつきましては、整理番号1番と2番を別々に審議いたします。

○議長

まず、整理番号1番について、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので、議案第2号「非農地証明願い」整理番号1番について、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。整理番号1番については、全員の賛成ですので、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして整理番号2番について、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○13番委員

13番です。整理番号2番につきましては、調査委員長より厳しい意見が出ましたが、この地域は、去年は私が利用状況調査を行ったところでございます。昨日、以前耕作していた方から電話がありまして、私と二人で昨日、現地を再確認に行きました。その中で、この場所の周辺は非常に遊休農地の多い場所で道路も荒れており、私は、交付基準も見直されておりますし、そういったことで、私は厳しい意見もあろうかと思いますが、非農地として認めてもいいのではないかと考えておりますので、皆さんのご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。他に皆さんの方からありませんか。

○議長

状況としては、例えばロータリー耕が大きなトラクターであればできるのかどうかその辺はどうでしょうか。

○13 番委員

私の考えでは、ちょっと無理じゃないかと思います。私としては不可能だと思います。

○8 番委員

自分だったら一日で、再生作業はできると思いました。

○議長

調査委員長からは、そういう意見ですが、家を建てるのであれば、その部分だけ転用すれば良いと思うのですよ。あくまでも我々の立場としては、農地を守るというのがありますので、それが例えば、農地として再生可能であれば、家をつくる部分だけを転用してもらって、そこに家を建ててもらおうとの方が一番いいと思うのですが、皆さんの意見はどうでしょうか。

○3 番委員

場所は、朝日が丘団地の近くですか。ただ朝日が丘のところも住宅団地になってきて、この辺も構想的にあると思うのです。会長が言うように、転用して将来的にも別荘を建てるという希望があるのであれば、転用申請を出してもらう方が良いのではと思います。今、調査委員長が言うように、非農地では無いという考えがあるので近いうちに、住宅を立てるのであれば転用のほうで出した方がいいのではないかと思います。以上です。

○議長

他に意見がなければ、採決をいたします。それでは、整理番号2番について、非農地として承認する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。反対多数でありますので、議案第2号整理番号2番については、非農地として承認しないこととします。

○議長

続きまして議案第3号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」です。資料は4ページです。4ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は、安城上之町地区です。以前に作付けを行っていた方が畑を戻したため、新たに借り手を探したいとのことです。賃借料については42,000円としたいとのことです。あっせん委員につきましては、9番牛越委員と11番岩本委員をお願いいたします。

4ページ中段「貸したい」の申し出です。場所は、榕城上之原町地区です。荒らさないように耕作してくれるのであれば、賃借料はもらわなくて構わないとのことです。あっせん委員につきましては、5番羽生委員と4番脇田委員をお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございます。今日は「貸したい」の申し出が2件でした。これについて質疑はありませんか。

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いいたします。

○議長

続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年9月1日から平成35年8月31日の5年間、地目畑、面積12,411平米。うち更新分6,305平米、利用権の設定をする者6人、受ける者3人です。

2 段目です。期間が平成 30 年 11 月 1 日から平成 35 年、10 月 31 日の 5 年間、地目畑、面積 7,805 平米、うち更新分 7,805 平米、利用権の設定をする者 2 人、受ける者 2 人です。

3 段目です。期間が平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日の 5 年間、地目畑、面積 3,811 平米、うち更新分 3,811 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

4 段目です。期間が平成 30 年 9 月 1 日から平成 40 年 8 月 31 日の 10 年間、地目畑、面積 5,546 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。内訳については 1 の 2 ページを詳細については 1 の 3 ページから 1 の 17 ページをご覧ください。

続きまして「所有権移転」です。2 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。平成 30 年 9 月 1 日に所有権移転するものです。地目畑、面積 13,287 平米、合計面積 13,287 平米、所有権を移転する者 3 人受ける者 2 人です。内訳については、2 の 2 ページを詳細については、2 の 3 ページから 2 の 8 ページをご覧ください。

続きまして「農地中間管理事業分の利用権設定」です。3 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 30 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日の 5 年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ 1,421 平米及び 11,929 平米、合計面積 13,350 平米、利用権の設定をする者 4 人受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 30 年 10 月 1 日から平成 40 年 9 月 30 日の 10 年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ 2,519 平米及び 11,025 平米、合計面積 13,554 平米、利用権の設定をする者 3 人受ける者 1 人です。内訳については、3 の 2 ページを詳細については 3 の 3 ページから 3 の 9 ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。「利用権の設定」整理番号 1 番から 10 番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いいたします。

○2 番委員

2 番です。整理番号 1 について報告いたします。23 日午後 1 時貸し人立会のもと現地調査を行いました。借り人は出張中で間に合いませんでしたので電話にて調査票の聞き取りを行いました。借り人は安納芋、じゃがいも等を作付する現和校区在住の農地所有適格法人です。現地には安納芋を作付けしております。3 反 8 畝の畑の貸賃が非常に安く双方に確認しましたが、いろいろ事情がありまして納得した金額だそうです。農業機械についても、一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。双方確認の結果、許可相当と考えます。

以上です。

○9 番委員

9 番です。整理番号 2 番、3 番は、一枚の畑となっておりますので、同時に報告させていただきます。8 月 26 日、借り人立会のもと現地調査を行いました。借り人は、伊関在住の認定新規就農者 4 年目であります。畑には既に安納芋が作付けしてありました。農業機械、技術ともに問題ないと考えます。また貸し人には電話にて確認済みであります。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○11 番委員

11 番です。整理番号 4 番から 6 番までは借り人が同一でありますのでまとめて報告します。借り人は榕城岳之田で酒造を営む農業法人であります。現地調査は 23 日借り人立会のもと行いました。農地は、いずれも中割の藤田プラント近くにありまして、整理番号 4 は、焼酎いもが作付けされておりました。貸し人は高齢のため、息子と電話で確認をしました。整理番号 5 番は、天候の不順で耕作できなかったということで、していない理由として、農地までの取

りつけ道路が悪くなって、後回しになったために耕作していないというような話でした。来年は焼酎芋を耕作するという事です。貸し人とは電話で確認をしました。

整理番号6番は、3,000平米の農地の一角にある農地で、焼酎芋が作付けされておりました。貸し人とは電話で確認をしました。貸し人は榕城で鉄工所を営んでおり、管理人の鉄鋼に関する仕事をさせてもらっているということで、無償で貸しているということでした。

続いて整理番号7番は23日借り人立会いのもと、現地調査をしました。貸し人とは電話で確認をしております。借り人は現和の農業法人です。申請農地は、中割のNPO法人がありますところの近くで、安納芋を作付けしておりました。以上いずれも、更新の申請であり、借り人も大規模の経営体でありますので許可相当とします。審議をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号8番から10番について報告します。8番と9番は、借り人が同一ですのであわせて報告します。8月23日借り人、推進委員立ち会いのもとで現地確認をいたしました。借り人はたばこ農家の方ですので、8番の畑にはたばこを作るということで、10月から準備作業に入るということでした。9番の畑にはでん粉芋を作っておりました。双方の貸し人には電話で確認をしております。双方確認の結果、許可相当とします。

整理番号10番については、23日借り人、推進委員、立会いのもと、現地確認をいたしました。借り人はゴーヤ、スナップエンドウ、安納芋を作っている農家の方です。今回、遊休農地対策支援事業を利用してきれいに整地された畑でした。2、3日後に、スナップエンドウを作る準備をするということでした。貸し人の方には電話で確認をとっております。双方確認の結果、許可相当とします。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。利用権の設定1番から10番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、利用権の設定1番から10番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転」の1番から3番について審議いたします。それでは担当委員の報告をお願いいたします。

○7番委員

7番です。整理番号1番と2番については、譲渡人は、親子です。また譲受人も同一ですので、まとめて報告をいたします。8月の24日、譲受人立ち会いのもと、推進委員と現地確認を行いました。譲受人は、大規模酪農家の農業法人です。整理番号1番の譲渡人は病気のため、整理番号2番の譲渡人は高齢のため、譲受人に相談があり、今回の申請となったようでございます。譲受人は、農業機械についても一式揃っており経営技術にも何ら申し分ございません。なお、譲渡人の二人については、8月23日に双方とも面談を行いまして確認をとっております。以上、双方確認の結果許可相当とします。以上です。

○14番委員

はい、14番です。整理番号3番につきまして8月24日に現地調査を行いましたので報告をいたします。譲受人に関しましては、安納校区に在住する認定農家であります。農地の場所といたしましては、安納小学校近くの農地であり、畑かん整備済みの農地であります。

譲受人は、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、3年ほど前に酪農をやめており、今

は、親子でお父さんの協力も得ながら水稻経営をし、本人は、親戚の大規模畜産農家の方で従業員として働いておるところです。金額が、50,000 円ということでだいぶ安いかと思われませんが、この、譲受人が所有する田に隣接しておる農地が大雨のときに土手が崩れまして田のほうに流れ込んだということであります。譲渡人も高齢で後継者もないということで、土手を修復するよりは、何とかここを買ってくれないかということで、譲受人にお願いしたということでこの金額になっております。来年、でん粉芋を植えつける計画だということでした。

双方確認いたしました。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。「所有権の移転」1番から3番について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○2番委員

2番です。整理番号1番と2番ですが、内容的な質問ではないのですが、単価が結構安いんですが、どんな場所の畑ですか。

○7番委員

整理番号2の畑は、大きな石も出たりするということで牧草には向いているのではないかという事です。また、譲受人の会社で働いている男性の方が譲渡人と親戚関係でもあり、話し合いがなされたようです。整理番号1番の畑にしても2、3年、荒らしていることもあり、周りも荒れてきているという事で、そういう契約単価になったのではないかなと思います。

○議長

他に、それでは無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号1番から3番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1番から3番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「利用権の設定中間管理事業分について」審議いたします。これについて質疑のある方は挙手をお願いをいたします。

○議長

無いようですので採決いたします。「利用権の設定中間管理事業分について」原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定中間管理事業分について」は原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

3 番委員 深 田 広 文 

5 番委員 羽 生 友 保 

